

石見銀山世界遺産センター

IWAMI GINZAN WORLD HERITAGE CENTER

2020 年報

(令和2年度)



世界遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観

Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape

令和2年度 石見銀山世界遺産センター年報 目次

I. 石見銀山世界遺産センターの概要	1
1. 施設の概要	
2. 館内平面図	
3. 全体配置図	
II. 令和2年度入館者の状況	3
1. 入館者数・展示観覧者数	
2. 展示室観覧料収入	
3. 大久保間歩一般公開限定ツアー	
III. 自主活動	5
1. 物品販売	
2. 体験	
3. イベント	
IV. 教育・普及業務	9
1. 体験学習	
2. 学校関係の入館団体	
3. 県・市主催事業	
V. 他施設との連携事業	16
1. 古代出雲歴史博物館との相互優待	
2. 石見銀山資料館との相互優待	
3. 笠岡市と友好都市縁組30周年記念	
VI. 職員及び運営スタッフ	17
VII. 利用案内	18
VIII. 各種資料	19
1. 活動日誌	
2. 関連法規	

I. 石見銀山世界遺産センターの概要

1. 施設の概要

■施設の配置・規模等

①所在 島根県大田市大森町イ 1597 番地 3

②用地関係

用途	面積	駐車台数など
建物敷地	4,100 m ²	
第1駐車場	5,700 m ²	普通車 95 台、身障者用 4 台、待機バス 13 台
第2駐車場	950 m ²	普通車 38 台
第3駐車場	9,800 m ²	普通車約 250 台
西側駐車場	530 m ²	職員ほか関係者用

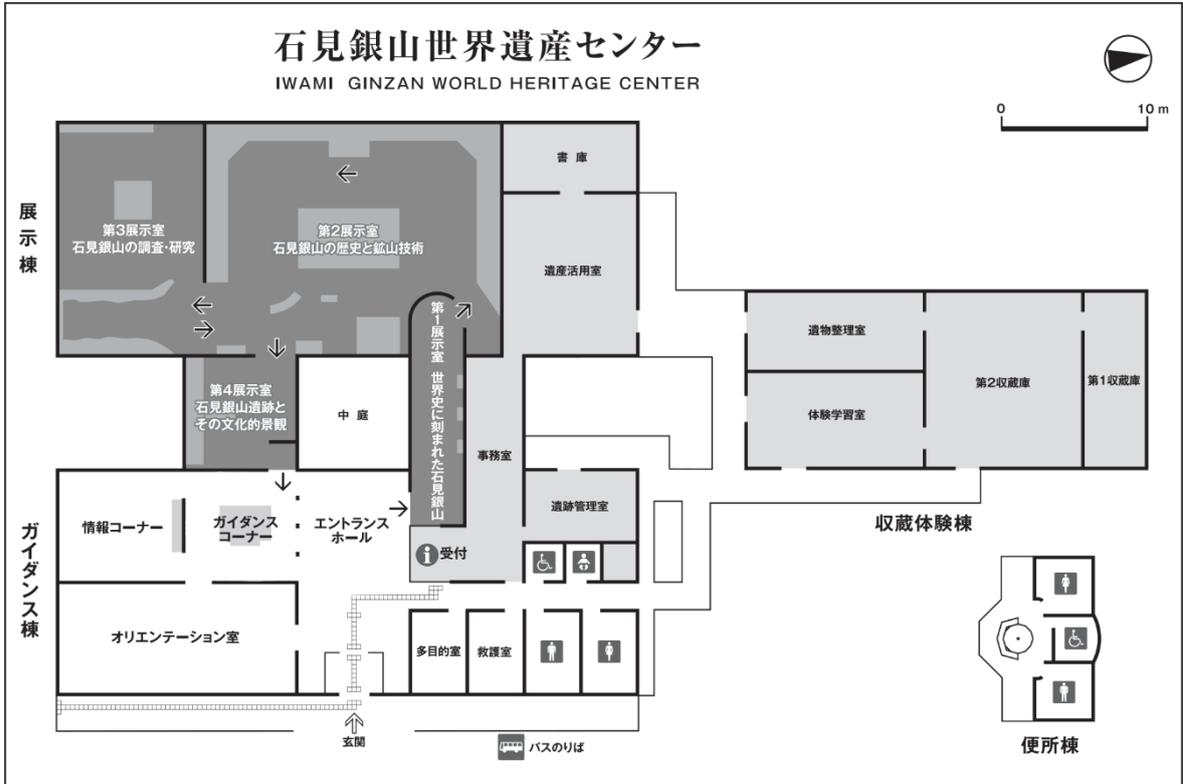
③建物関係

名称	延べ面積	構造	機能・役割
ガイダンス棟	763.47 m ²	木造瓦葺き平屋建て	ガイダンス・便益 (無料)
展示棟	720.69 m ²	R C造瓦葺き一部2階建て	展示・解説 (有料)、調査・研究、教育・普及
収蔵体験棟	477.53 m ²	R C造瓦葺き一部2階建て	体験学習、収蔵・保管
車庫 (倉庫)	33.00 m ²	木造瓦葺き平屋建て	
便所棟 (既存)	111.78 m ²	木造瓦葺き一部2階建て	

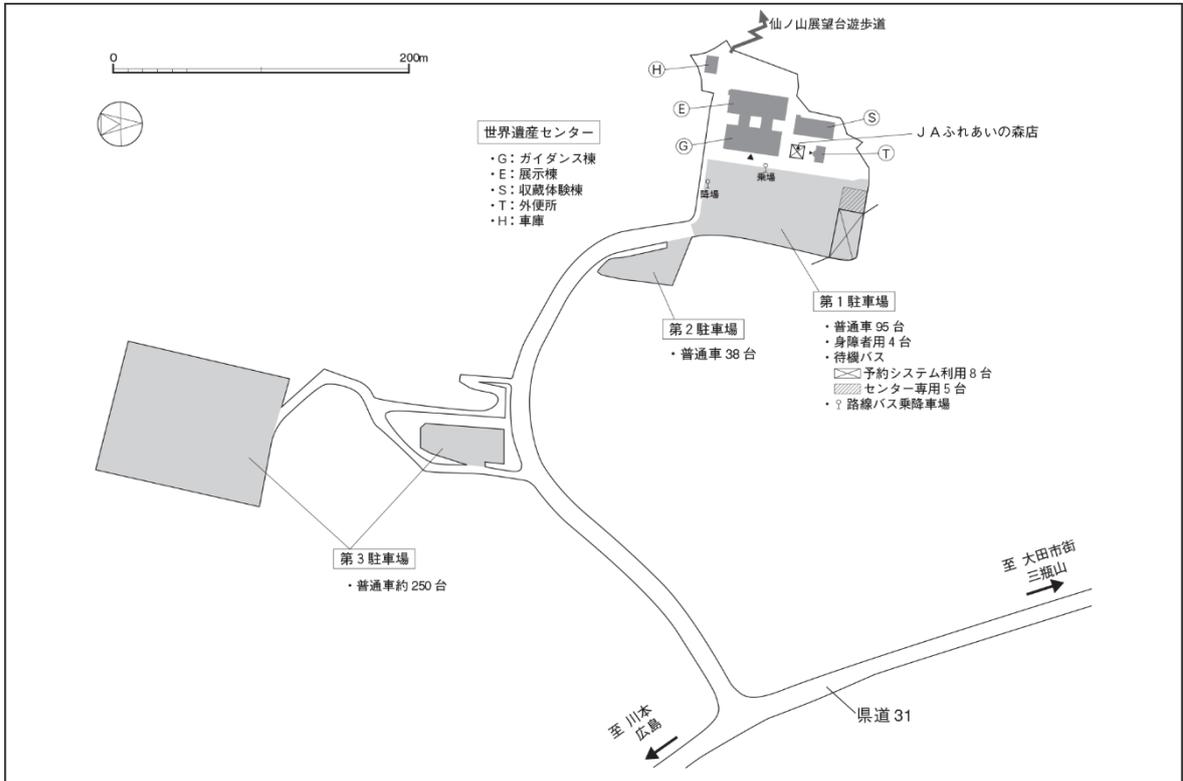


▲センター全景

2. 館内平面図



3. 全体配置図



II. 令和2年度入館者の状況

総入館者=39,221人（プレオープンからの累計=1,284,950人 フルオープンからの累計=1,049,576人）

展示室観覧者=23,524人（フルオープンからの累計=508,299人）

展示観覧料収入=5,405,520円

※新型コロナウイルスの影響により4/11～5/24の間、世界遺産センター休館。

1. 入館者数・展示観覧者数 *1 平成21年4月1日から外国人の展示室観覧割引制度を開始

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者	550	222	1,652	3,799	5,281	4,989	5,761	7,505	3,144	560	1,505	4,253	39,221
展示室観覧者	302	83	795	2,091	3,063	2,795	3,926	4,737	1,820	362	842	2,708	23,524
有料観覧者	282	82	758	1,915	2,944	2,524	2,715	3,457	1,509	341	646	1,955	19,128
一般	203	67	477	1,220	1,933	1,664	1,766	2,340	1,128	259	474	1,377	12,908
大人	183	65	464	1,159	1,720	1,589	1,716	2,265	1,107	251	452	1,254	12,225
小中学生	20	2	13	61	213	75	50	75	21	8	22	123	683
団体	0	0	0	0	0	78	125	202	86	0	0	8	499
大人	0	0	0	0	0	78	40	202	86	0	0	8	414
小中学生	0	0	0	0	0	0	85	0	0	0	0	0	85
その他割引利用	78	13	260	675	973	750	818	897	284	76	169	548	5,541
大人	65	11	241	602	801	701	777	863	274	70	154	494	5,053
小中学生	13	2	19	73	172	49	41	34	10	6	15	54	488
外国人割引者 *1	1	2	21	20	38	32	6	18	11	6	3	22	180
無料観覧者	20	1	37	176	119	271	1,211	1,280	311	21	196	753	4,396
大人	18	1	37	81	107	120	146	238	69	19	120	343	1,299
小中学生	2	0	0	48	12	151	909	1,042	242	2	76	410	2,894
イベント	0	0	0	47	0	0	156	0	0	0	0	0	203

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
入館者	R2年度	550	222	1,652	3,799	5,281	4,989	5,761	7,505	3,144	560	1,505	4,253	39,221
	R1年度	6,646	9,585	4,308	5,202	8,899	5,799	6,002	6,227	2,781	2,433	2,723	4,156	64,761
	対前年度比	8.3%	2.3%	38.3%	73.0%	59.3%	86.0%	96.0%	120.5%	113.1%	23.0%	55.3%	102.3%	60.6%
展示室観覧者	R2年度	302	83	795	2,091	3,063	2,795	3,926	4,737	1,820	362	842	2,708	23,524
	R1年度	4,351	5,336	2,623	3,158	5,566	3,632	4,034	3,879	1,918	1,647	1,638	1,999	39,781
	対前年度比	6.9%	1.6%	30.3%	66.2%	55.0%	77.0%	97.3%	122.1%	94.9%	22.0%	51.4%	135.5%	59.1%

2. 展示室観覧料収入

（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R2年度	78	24	214	536	798	718	766	997	443	99	186	547	5,406
R1年度	1,102	1,351	641	718	1,376	894	924	969	497	435	449	512	9,868
対前年度比	7.1%	1.8%	33.4%	74.7%	58.0%	80.3%	82.8%	102.9%	89.2%	22.8%	41.3%	106.9%	54778.3%

《参考：外国人割引者》

地域別	R2	累計 H21/4～
東ヨーロッパ	5	136
西ヨーロッパ	21	908
北アメリカ	27	829
中南米	8	135
オセアニア	6	258
東アジア	73	4,853
東南アジア	35	534
南アジア・中央アジア	2	82
中東・アフリカ	3	108
計	180	7,843

※平成21年4月25日より電子マネー「石見銀山WAON」サービスイン

■石見銀山WAONとは

大田市観光協会とイオン株式会社（千葉県）が業務提携し、イオンの電子マネー「WAON」に石見銀山遺跡をデザインし「石見銀山WAON」を発行。世界遺産センターなどの有料施設等（8カ所）での支払い時に割引金額で利用できるとともに、その売上金の一部が「石見銀山基金」に寄付され、石見銀山遺跡の保全に活用されます。

3. 大久保間歩一般公開限定ツアー

公開日： 4月～11月及び、3月の金・土・日・祝日（12月～2月末日までは休場）
 8月10日（火）、8月11日（水）、8月12日（木）
 午前と午後 各2回のツアー（1日4回）

定員： 各回20名（1日80名）

料金： 大人 3,700円 小人 2,700円

申込先： (株)石見観光 大田営業所内 大久保間歩予約センター
 電話 0854-89-9091 FAX 0854-84-0751
 HP <http://www.iwami.or.jp/ginzan/>

※新型コロナウイルスの影響により4/10～6/28の間、大久保間歩ツアー休止。7月より定員各回10名で再開。

●都道府県別 大久保間歩入坑者数

	令和2年度	令和元年度	対前年比	
	人数	人数	増減数	増減率
北海道	19	62	-43	-69%
青森	0	8	-8	-100%
岩手	1	6	-5	-83%
宮城	13	26	-13	-50%
秋田	0	0	0	0%
山形	0	8	-8	-100%
福島	0	12	-12	-100%
茨城	16	40	-24	-60%
栃木	12	29	-17	-59%
群馬	9	25	-16	-64%
埼玉	56	145	-89	-61%
千葉	92	175	-83	-47%
東京	320	763	-443	-58%
神奈川	179	272	-93	-34%
山梨	6	9	-3	-33%
新潟	6	15	-9	-60%
長野	9	45	-36	-80%
富山	5	23	-18	-78%
石川	9	12	-3	-25%
福井	12	27	-15	-56%
岐阜	28	56	-28	-50%
静岡	47	141	-94	-67%
愛知	125	334	-209	-63%
三重	27	47	-20	-43%

	令和2年度	令和元年度	対前年比	
	人数	人数	増減数	増減率
滋賀	51	54	-3	-6%
京都	58	129	-71	-55%
大阪	266	441	-175	-40%
兵庫	165	357	-192	-54%
奈良	31	78	-47	-60%
和歌山	14	32	-18	-56%
鳥取	64	82	-18	-22%
島根	216	238	-22	-9%
岡山	98	182	-84	-46%
広島	273	395	-122	-31%
山口	74	144	-70	-49%
徳島	21	44	-23	-52%
香川	17	66	-49	-74%
愛媛	21	79	-58	-73%
高知	7	22	-15	-68%
福岡	77	154	-77	-50%
佐賀	6	16	-10	-63%
長崎	10	29	-19	-66%
熊本	11	20	-9	-45%
大分	7	23	-16	-70%
宮崎	2	3	-1	-33%
鹿児島	3	20	-17	-85%
沖縄	0	1	-1	-100%
海外	0	68	-68	-100%
合計	2,483	4,957	-2,474	-50%

●月別 大久保間歩入坑者数、収入

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R2年度	大人	22	0	0	235	466	304	448	533	0	0	0	320	2,328
	小人	0	0	0	11	58	18	13	19	0	0	0	36	155
	合計	22	0	0	246	524	322	461	552	0	0	0	356	2,483
	収入(千円)	81	0	0	899	1,881	1,173	1,693	2,024				1,281	9,032
R1年度	大人	450	579	267	385	811	616	441	638	0	0	0	420	4,607
	小人	26	60	10	36	123	12	17	15	0	0	0	51	350
	合計	476	639	277	421	934	628	458	653	0	0	0	471	4,957
	収入(千円)	1,735	2,304	1,015	1,522	3,333	2,312	1,678	2,401				1,692	17,992

Ⅲ. 自主活動

1. 物品販売

今年度新たに、石見銀山学ことはじめⅢ・土、石見銀山学ことはじめⅣ・木、親子で学ぶ石見銀山、山陰の戦国史跡を歩く、石見戦国史伝、新型コロナウイルス対策のマスクを追加しました。

商品一覧

丁銀キーホルダー大	丁銀キーホルダー中
丁銀ストラップ	一分銀マグネット
スタンプノート	螺灯（大）
螺灯（小）	丁銀願札
石見交通バスミニカー	【書籍】展示ガイド
【書籍】銀鉱山王国石見銀山	【書籍】輝きふたたび「石見銀山展」
【書籍】石碂銀	【書籍】写真集「石見銀山」
【書籍】銀のまちをつくった人たちの話	【書籍】石見銀山の社会と経済
【書籍】石見の山城	【書籍】山陰の戦国史跡を歩く
【書籍】石見戦国史伝	【書籍】石見銀山を読む
【書籍】続・石見銀山を読む	【書籍】石見銀山ことはじめ
【書籍】親子で学ぶ石見銀山	【書籍】石見銀山学ことはじめ・始
【書籍】石見銀山学ことはじめⅡ・水	【書籍】石見銀山学ことはじめⅢ・土
【書籍】石見銀山学ことはじめⅣ・木	メモスタンド
ペーパーウエイト	しまねっこネクタイ
こまもの袋	畳コースター
扇子	らとちゃん丸型コースター
らとちゃん鼓型キーホルダー	らとちゃんアクリルキーホルダー
マスク	

2. 体験

平成 23 年度から『丁銀ストラップづくり』、平成 27 年度から『プレミアム丁銀づくり』、令和元年度から『比重選鉱「銀さがし体験」』が始まりました。

体験メニュー

丁銀ストラップづくり	低融点合金（約 138℃で溶ける金属）を溶かし、丁銀形の型に流し込んでストラップを作る体験です。
プレミアム丁銀づくり	低融点合金（約 138℃で溶ける金属）を溶かして作る実物大の丁銀づくり体験です。
比重選鉱「銀さがし体験」	「ゆり盆」を用いて砂をすくい、水の中で揺ると比重の軽い砂が水の中にながれて、盆の中に重い銀が残るといいう比重の違いを利用して銀を見つけるという体験です。

体験日：毎週水曜日・木曜日
時 間：13：00～16：00
場 所：世界遺産センターエントランスホール、体験棟
体験料：丁銀ストラップづくり 500 円
 プレミアム丁銀づくり 3,000 円
 比重選鉱「銀さがし体験」 800 円

3. イベント

●石見銀山世界遺産登録13周年イベント

日 時：令和2年7月2日（木）
概 要：世界遺産登録13周年を祝うイベントを行いました。今年は新型コロナウイルスの影響により展示室の無料開放のみ行いました。
入館者数：62人

●企画展 石見の風と土

日 時：令和2年8月8日（土）～11月3日（火）
会 場：世界遺産センター情報コーナー
概 要：大森の町並みで行われた「詩（うた）と生活（くらし）とデザイン展」と連携して企画展を開催し、温泉津に宿泊されたフィンランドの陶芸家 ANNA-KAISA HAANAHO（アンナカイサ・ハアンアホ）氏による作品を展示しました。



▲企画展の様子

●石見銀山世界遺産センター開館13周年記念イベント

日 時：令和2年10月20日（火）
概 要：世界遺産センターは平成19年10月にガイダンス棟を先行オープンし、その翌年10月20日に展示棟、体験棟の3棟フルオープンの運びとなりました。そのフルオープンの日展示室を無料開放しました。他にも、希望者先着30名に無料で丁銀ストラップづくり体験を行い、展示観覧者先着150名に記念品を差し上げました。また、情報コーナーで県・市企画展「石見銀山とその文化的景観」範囲拡大10周年記念展を開催しました。
入館者数：200人

●企画展 大田三中の窯芸活動

- 日時：令和2年11月4日（土）～令和3年1月25日（月）
会場：世界遺産センター情報コーナー
概要：大田三中には登り窯があり、生徒だけではなく、保護者や地域の方々と一緒に窯芸活動を行っています。この窯芸活動は60年以上の歴史があり、令和元年には厚生労働省より「地域発！いいもの」として紹介されました。その活動や歴史、今年の生徒の作品を情報コーナーで展示しました。また、企画展観覧者に生徒の作った丁銀型パーウェイトをプレゼントしました。



▲企画展示の様子



▲丁銀型パーウェイト

●鬼（コロナ）退散、福は内、豆まきイベント

- 日時：令和3年2月2日（火）
会場：世界遺産センターエントランスホール、情報コーナー
概要：コロナ禍の現状を打破する意味を込めて世界遺産センターで豆まきイベントを実施しました。石見銀山神楽社中より恵比寿、鍾馗、鬼の演者3名とセンター職員5名が衣装を着て豆まきを行い、来館者の方も一緒になって参加して頂きました。残った豆は来館者の方へプレゼントしました。



▲鍾馗と鬼



▲恵比寿



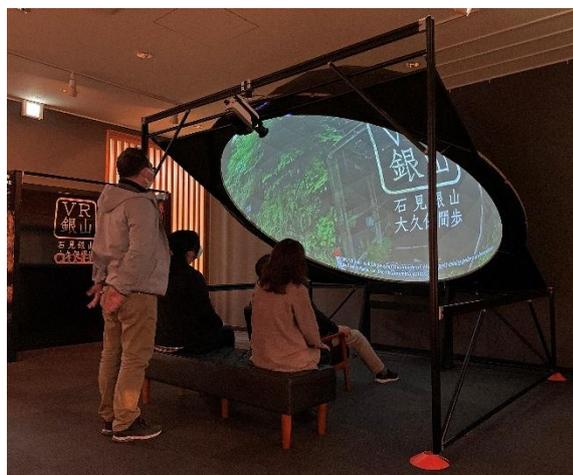
▲企画展PR



▲プレゼント用の豆

●VR 銀山シアター常設

日 時：令和3年2月17日（水）～
会 場：世界遺産センター第4展示室
概 要：コロナ禍の為、VRゴーグルが使用出来ない状況が続いていたので、新たなデジタルコンテンツとしてペーパードームスクリーンを設置。コロナ禍前ゴーグルで見ていた2作品に、「石見銀山金生坑」を加えた3作品をゴーグルなしで見てもらえるようになり、4月11日まで大田市民限定で展示室の無料観覧を行いました。また、コロナ禍の密対策として二酸化炭素濃度測定器を設置しました。



▲▼ VR 銀山シアター



▲二酸化炭素濃度測定器

IV. 教育・普及業務

1. 体験学習

指定管理者制度導入前の大田市直営時より「丁銀キーホルダーづくり」、「プラ板丁銀キーホルダーづくり」を体験学習として実施しています。

体験メニュー

丁銀キーホルダーづくり	低融点合金を溶かし、型に流し込んでオリジナルのキーホルダーを作る体験です。5種類の型の中から好きな形を選び、彫刻刀で模様を彫ります。
プラ板丁銀キーホルダーづくり	丁銀型のプラスチック板に好きな絵を描き、トースターで「チン！」すると約4分の1の大きさに縮み、オリジナルのキーホルダーをつくることができます。

体験日：毎週水曜日・木曜日

時 間：13:00～16:00

場 所：世界遺産センターエントランスホール、体験棟

体験料：丁銀キーホルダーづくり 1,500円

プラ板丁銀キーホルダーづくり 150円



▲丁銀キーホルダー



▲プラ板丁銀キーホルダー

2. 学校関係の入館団体

年	月	日	団体名	都道府県
2	7	17	大田市立長久小学校 銀山学習	島根県
	7	21	島根県立出雲養護学校仁摩分教室	島根県
	7	27	大田市立川合小学校 銀山学習	島根県
	7	30	大田市立第三中学校	島根県
	9	2	奈良市立月ヶ瀬中学校	奈良県
	9	9	大田市立鳥井小学校 銀山学習	島根県
	9	16	松江市立朝酌小学校	島根県
	9	16	島根県立松江ろう学校	島根県
	9	25	廿日市市立宮園小学校	広島県
	9	25	益田市立高津小学校	島根県
	10	1	新庄村立新庄小学校	岡山県
	10	2	吉賀町連合小学校	島根県
	10	5	大田市立静間小学校 銀山学習	島根県
	10	6	雲南市立木次小学校	島根県
	10	7	松江市立竹矢小学校	島根県
	10	7	山口市立大殿中学校	山口県
	10	8	出雲市立平田小学校	島根県
	10	9	益田市立横田中学校 銀山学習	島根県
	10	9	ますだ交流館	島根県
	10	10	奥出雲町立三沢小学校	島根県
	10	13	大田市立朝波小学校 銀山学習	島根県
	10	13	大田市立五十猛小学校 銀山学習	島根県
	10	14	岩国市立灘中学校	山口県
	10	14	松江市立古江小学校	島根県
	10	15	松江市立恵曇小学校	島根県
	10	15	赤磐市熊山連合小学校	岡山県
	10	16	福山市立神村小学校	広島県
	10	21	出雲市立長浜小学校	島根県
	10	21	隠岐の島町立中条小学校	島根県
	10	21	大田市立久手小学校 銀山学習	島根県
	10	22	松江市立八雲小学校	島根県
	10	23	奥出雲町立三成小学校	島根県
	10	28	浜田市立長浜小学校	島根県
	10	28	奥出雲町立布勢小学校	島根県

年	月	日	団体名	都道府県
2	10	29	松江市立生馬小学校	島根県
	10	29	雲南市立掛合小学校	島根県
	11	4	松江市立持田小学校	島根県
	11	5	松江市立宍道小学校	島根県
	11	5	江津市立桜江小学校	島根県
	11	6	隠岐の島町立磯小学校	島根県
	11	9	島根大学総合理工学部建築デザイン学科	島根県
	11	10	静岡県立韮山高等学校	静岡県
	11	10	札幌光星高等学校	北海道
	11	11	奥出雲町立馬木小学校	島根県
	11	11	松江市立大庭小学校	島根県
	11	11	松江市立大野・秋鹿連合小学校	島根県
	11	12	松江市立忌部小学校	島根県
	11	12	島根県立島根中央高等学校	島根県
	11	12	広島女学院大学	広島県
	11	12	出雲市立高浜小学校	島根県
	11	13	竹原市立仁賀小学校	広島県
	11	13	北浜・鱒淵連合小学校	島根県
	11	17	島根大学教育学部附属義務教育学校	島根県
	11	17	知夫村立知夫中学校	島根県
	11	17	大田市立第二中学校 銀山学習	島根県
	11	18	大田市立高山小学校 銀山学習	島根県
	11	19	福山市立曙小学校	広島県
	11	19	浜田市立松原小学校	島根県
	11	19	大田市立仁摩小学校 銀山学習	島根県
	11	20	雲南市立阿用小学校	島根県
	11	20	伯太町連合小学校	島根県
	11	25	松江市立揖屋小学校	島根県
	11	25	松江市立島根小学校	島根県
	11	25	浜田市立旭小学校	島根県
	11	26	松江市立玉湯・大谷連合小学校	島根県
	11	26	出雲市立国富小学校	島根県
	11	26	広瀬町連合小学校	島根県
	11	27	福山市立高島小学校	島根県
	11	27	益田市立安田小学校	島根県
	12	1	大田市立大田西中学校 銀山学習	島根県
	12	3	島根県立浜田高等学校	島根県

年	月	日	団体名	都道府県
2	12	3	益田市立戸田小学校	島根県
	12	3	益田市立益田小学校	島根県
	12	3	島根大学総合理工学部地球科学科	島根県
	12	8	三次市立布野中学校	広島県
	12	9	松江市立佐太小学校	島根県
	12	10	大田市立仁摩小学校 銀山学習	島根県
	12	11	出雲市立南中学校区連合小学校	島根県
	12	17	広島県立宮島工業高等学校	広島県
	12	20	山口県立厚狭高等学校	山口県
	12	21	美郷町立邑智小学校	島根県
3	3	3	松江市立本庄小学校	島根県
	3	4	松江市立義務教育学校八束学園	島根県
	3	4	松江市立法吉小学校	島根県
	3	4	日原地区連合小学校	島根県
	3	4	津和野地区連合小学校	島根県
	3	10	常葉大学付属橘高等学校	静岡県
	3	15	益田市立東陽中学校	島根県
	3	15	松江市立美保関中学校	島根県
	3	17	松江市立八雲中学校	島根県
	3	19	益田市立高津中学校	島根県

3. 県・市主催事業

●こもんじょから知る石見銀山

- 主 催：大田市
会 場：世界遺産センターオリエンテーション室、多目的室
日 時：10月、11月第2木曜日、全2回（中級）、10月より毎月第3木曜日、全6回（上級）
参加人数：中級コース7人 講師：伊藤大貴氏（島根県文化財課世界遺産室研究員）
上級コース3人
- 概 要：初級コースは新型コロナウイルス感染症流行のため開催を中止しました。
中級コースは2回のみで開催で、昨年度から引き続いて「浅利浦江朝鮮人漂着一件御用留」（山中家文書）を輪読しました。
上級コースは、受講生のみでのサロン形式で、石見銀山に関する江戸時代の概説書を輪読しました。

●「国重要文化財・辻が花染丁子文道服の再現品」展示

- 主 催：大田市
日 時：令和2年4月1日（水）～4月6日（月）
令和2年5月28日（木）～6月16日（火）
令和2年7月2日（木）～7月27日（月）
令和2年8月7日（金）～8月18日（火）
令和2年9月17日（木）～10月2日（金）
令和2年11月14日（土）～11月23日（月）
令和2年12月26日（土）～令和3年1月14日（木）
令和3年3月31日（水）
- 会 場：世界遺産センター第2展示室
- 概 要：清水寺（大田市大森町）が所蔵（京都国立博物館保管）している辻が花丁子文道服の再現品を期間限定で展示公開しました。この再現品は、専門組織（株式会社染技連・京都市）が専門家の監修のもと、約1年をかけて制作したものです。

●企画展 「石見銀山とその文化的景観」範囲拡大10周年記念展

- 主 催：島根県・大田市
日 時：令和2年10月20日（水）～11月23日（月）
会 場：世界遺産センター情報コーナー
- 概 要：令和2年は「石見銀山とその文化的景観」の登録範囲が拡大されてから10周年にあたります。これにあわせて、世界遺産登録から範囲拡大までの歩みを紹介する企画展を開催しました。会場には、世界遺産認定書（レプリカ）、資産範囲の軽微な変更に関する申請書（控）、2010年第34回世界遺産委員会（ブラジル）で配布の記念品、年表・解説パネルなどを展示しました。



企画展の様子

●スキマ企画 水の恵みと災害

- 主催：島根県・大田市
日時：令和2年11月25日（水）～令和3年1月25日（月）
会場：世界遺産センター情報コーナー
概要：水は私たちの暮らしに欠かせないものですが時に災いをもたらす存在でもあります。今回の展示では、水の「恵み」と「災い」について、調査研究パネルと絵図（石見银山岸絵図、温泉津村絵図）で紹介しました。



▲展示の様子

●企画展 鬼と福

- 主催：島根県・大田市
日時：令和3年1月27日（水）～4月26日（月）
会場：世界遺産センター情報コーナー
概要：令和3年の節分は2月2日。節分が2日になるのは124年ぶりでした。今回の企画展は、この特別な節分を機会に、「災いを除き、福を招く」という願いをこめて開催しました。会場には、世界遺産石見银山遺跡で採掘された「福石」と呼ばれる銀鉱石や、発掘調査で見つかった「福」の文字が描かれた中国製磁器、日本遺産の構成資産で県指定天然記念物「鬼村の鬼岩」の写真パネルを展示して、世界遺産・日本遺産にゆかりのある「鬼と福」を紹介しました。



▲企画展の様子▲

●全国植樹祭 100 日前イベント

- 主 催：島根県・大田市
日 時：令和3年2月20日（土）
会 場：世界遺産センター周辺
概 要：2月19日に第71回全国植樹祭開催100日前となるのを記念し、20日、世界遺産センターに隣接する山林において植樹イベントが開催されました。記念式典では、開催地を代表して楫野大田市長が挨拶をし、その後、丸山島根県知事や関係者とともに記念植樹を行いました。終了後は世界遺産センター展示室を観覧されました。



▲植樹祭の様子



▲VR 銀山シアター見学の様子

●企画展 戦国大名毛利氏と石見銀山

- 主 催：島根県・大田市
日 時：令和3年3月20日（土）～4月11日（日）
会 場：世界遺産センター第3展示室
概 要：世界遺産石見銀山と毛利氏には深い縁がありますが、令和2年、大田市内に所在した浄土宗の古刹・金皇寺で古文書などが新たに発見されました。今回発見された古文書などのうち、戦国時代に石見銀山を支配した毛利輝元やその一族・吉川元春が出した安堵状などを初公開。毛利元就の死や織田信長との争い、関ヶ原の戦いといった激動の時代を背景に、毛利氏や吉川氏が出した文書から読み解く石見銀山の歴史に迫りました。また、明治時代に内務大臣を務めた品川弥二郎が揮毫（きごう）した扁額（へんがく）もあわせて展示したほか、会場で解説動画も上映しました。



▲企画展の様子▲

V. 他施設との連携事業

1. 古代出雲歴史博物館との相互優待

県内ミュージアム施設の利用促進を目的として、出雲市にある古代出雲歴史博物館との観覧料の相互優待制度を平成19年より実施しており、今年も継続して行いました。



▲古代出雲歴史博物館との優待チケット

2. 石見銀山資料館との相互優待

大森にある公開施設の利用促進を目的として、石見銀山資料館との観覧料の相互優待制度を平成29年より実施しており、今年も継続して行いました。(チケットを提示で観覧料割引)



▲石見銀山資料館のチケット

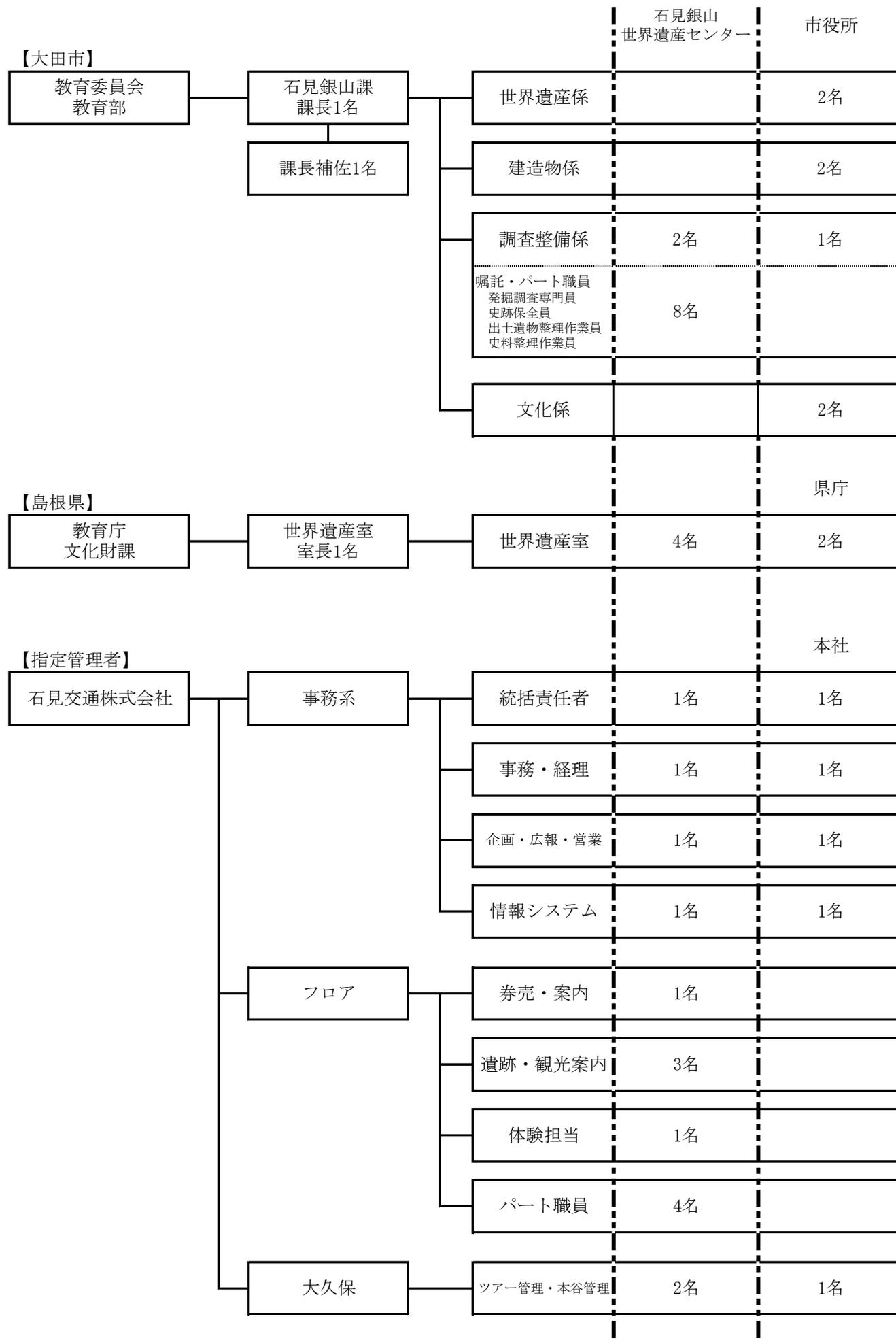
3. 岡山県笠岡市と友好都市縁組30周年記念

令和2年4月に大田市と岡山県笠岡市友好都市縁組が30周年を迎えました。大田市は記念事業の一環として、笠岡市民の方の大田市来訪を促し、人的交流を進める目的で、笠岡市民の方が大田市内にある観光施設等へ入場・入館する際の料金を免除とし、世界遺産センターも令和2年9月18日から令和3年3月31日まで展示室を無料にしました。



▲笠岡市の方入館無料チラシ

VI. 職員及び運営スタッフ



Ⅶ. 利用案内

■開館時間： 8:30～17:30

■展示室観覧時間： 9:00～17:00（最終受付 16:30）

※3月～11月は30分延長

■休館日： 毎月最終火曜日・年末年始

■観覧料： 一般 310円 小中学生 150円（団体 20名以上 50円引き）

■交通案内

○関東・関西方面から

中国自動車道（落合 JCT 分岐）～ 米子自動車道 ～ 山陰自動車道（出雲 IC）～
国道 9 号線（山陰自動車道を含む）～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山世界遺産センター
※出雲 IC から約 50 km、車で約 70 分

○松江・出雲方面から

山陰自動車道（出雲 IC）～ 国道 9 号線（山陰自動車道を含む）～ 県道 31 号線 ～
石見銀山世界遺産センター
※出雲 IC から約 50 km、車で約 70 分

○広島・九州方面から

中国自動車道（千代田 JCT）～ 浜田自動車道（大朝 IC）～ 国道 261 号線 ～
県道 40 号線 ～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山世界遺産センター
※大朝 IC から約 50 km、車で約 70 分

○益田方面から

国道 9 号線（山陰自動車道を含む）～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山世界遺産センター
※萩・石見空港から約 100 km、車で約 120 分

※車での所要時間は、道路の混み具合などにより変動があります。

○関連交通の時刻表

鉄道 … 時刻参照：JR おでかけネット <http://www.jr-odekake.net/>

バス … 時刻参照：石見交通株式会社 HP <http://iwamigroup.jp/>

大田市駅発 < 大森・大家線 > < 川本線 >

仁万駅前発 < 仁万線 >

広島新幹線口発 < 大田・広島線 > 【石見銀山号】

■問い合わせ

石見銀山世界遺産センター 〒694-0305 島根県大田市大森町イ 1597 番地 3

電話：0854-89-0183 Fax：0854-89-0089

HP：<https://ginzan.city.ohda.lg.jp/>

Ⅷ. 各種資料

1. 活動日誌（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

○令和2年

□ 4月

- 4/1 令和2年度大久保間歩一般公開ツアー開始（～11/24）
- 4/1 「辻が花染丁子文道服」展示（～4/6）
- 4/7 石見交通消毒訓練（於：石見交通(株)大田営業所）
- 4/11 新型コロナウイルスの影響により大久保間歩ツアー休止
- 4/11 新型コロナウイルスの影響により休館（～5/24）

□ 5月

- 5/23 案内動画「石見銀山の歩き方」撮影、編集、デジタルサイネージに設定
- 5/26 休館日に展示室及びガイダンス棟 害虫駆除作業実施
- 5/28 「辻が花染丁子文道服」展示（～6/16）

□ 6月

- 6/9 公衆無線 LAN サービス「しまねはじまり wi-fi」利用中止（～6/23）
- 6/22 外トイレ入口にグリーンカーテン設置

□ 7月

- 7/2 「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録記念日（無料開放）
- 7/2 「辻が花染丁子文道服」展示（～7/27）
- 7/4 大久保間歩ツアー最大催行人数10名で再開
- 7/18 大森町並みで「詩と生活とデザイン展」開催（～11/3）
- 7/22 全国（東京以外）でGoToトラベル開始（～12/28）

□ 8月

- 8/1 石見銀山遺跡現地説明会（佐毘売山神社）
- 8/7 「辻が花染丁子文道服」展示（～8/18）
- 8/8 作品展「石見の風と土」（～11/3）
- 8/11 大久保間歩一般公開限定ツアー特別催行日（～8/13）

□ 9月

- 9/12 大森銀山伝統的建造物群保存地区 保存修理現場公開（青山家・西性寺）
- 9/12 大雨の為、大久保間歩ツアー1便・2便中止、現地遊歩道通行止め
- 9/17 「辻が花染丁子文道服」展示（～10/2）

□ 10月

- 10/1 GoTo トラベルに東京が追加
- 10/8 第1回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 10/15 第1回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 10/20 石見銀山世界遺産センター開館 13周年記念イベント
- 10/20 「石見銀山とその文化的景観」範囲拡大 10周年記念展（～11/23）
- 10/27 ガイダンス棟全棟害虫駆除のため燻蒸作業
- 10/31 温泉津龍野御前神社で毎週土曜日の夜神楽再開

□ 11月

- 11/4 企画展「大田三中の窯芸活動」（～1/25）
- 11/12 第2回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 11/14 「辻が花染丁子文道服」展示（～11/23）
- 11/19 第2回 こもんじょから知る石見銀山・上級

□ 12月

- 12/17 第3回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 12/26 「辻が花染丁子文道服」展示（～1/14）
- 12/31 年末年始休館日

○令和3年

□ 1月

- 1/1 年末年始休館日
- 1/21 第4回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 1/26 休館日：人権同和研修
- 1/27 企画展 鬼と福（～4/26）

□ 2月

- 2/2 鬼（コロナ）退散、福は内、豆まきイベント
- 2/16 休館日：総合消防訓練、健康経営研修
- 2/17 第4展示室にVR 銀山シアターがオープン
- 2/17 大田市民限定展示室無料開放（～4/11）
- 2/20 全国植樹祭 100日前イベント
- 2/25 第4回 こもんじょから知る石見銀山・上級

□ 3月

- 3/18 第5回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 3/20 企画展 戦国大名毛利氏と石見銀山（～4/11）
- 3/27 公衆無線 LAN サービス「しまねはじまり wi-fi」利用終了
- 3/28 公衆無線 LAN サービス「ぎんテレ wi-fi」利用開始
- 3/29 グリーンスローモビリティ運休（～3/31）
- 3/31 「辻が花染丁子文道服」展示

2. 関連法規

○大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例

平成19年9月25日

条例第27号

改正 平成20年10月6日条例第29号

平成22年6月22日条例第20号

平成26年1月27日条例第2号

平成31年3月25日条例第1号

(設置)

第1条 世界遺産として登録された石見銀山の文化的価値に対する理解を深め、もって市民の文化の振興と向上並びに学術研究の発展及び遺跡の保全活用に寄与するため、大田市石見銀山拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山世界遺産センター	大田市大森町イ1597番地3

(構成)

第3条 拠点施設は、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) ガイダンス棟
- (2) 展示棟
- (3) 収蔵体験棟
- (4) 駐車場

(指定管理者による管理)

第4条 拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 拠点施設の維持管理に関する業務
- (2) 拠点施設の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金及び観覧料の徴収に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

(開館時間)

第6条 拠点施設の開館時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 拠点施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月最終の火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、拠点施設への入館を拒否し、又は拠点施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 拠点施設の施設、設備、展示品及び資料等をき損し、汚損し、又は滅失するおそれのある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をしようとする者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、拠点施設の管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第9条 拠点施設に入館しようとする者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 拠点施設の施設、設備、展示品及び資料等をき損し、汚損し、又は滅失する行為をしないこと。
- (2) 指定された場所以外で喫煙及び飲食をしないこと。
- (3) 他の入館者に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) その他拠点施設の管理上必要な指示に違反しないこと。

(利用の許可)

第10条 拠点施設の施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は拠点施設の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は第10条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 第10条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の措置を受けたことによって利用者が損害を受けた場合においても、市及び指定管理者は補償の責任を負わない。

(利用料金)

第13条 利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(観覧料)

第14条 拠点施設の展示室を観覧しようとする者(未就学児を除く。)は、指定管理者に観覧料を納付しなければならない。

2 観覧料は、別表第3に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、観覧料を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金等の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その他特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金又は観覧料(以下「利用料金等」という。)を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等の不還付)

第16条 既に納められた利用料金等は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これを還付することができる。

(原状回復)

第17条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第18条 拠点施設の施設等及びその他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第29号)

この条例は、平成20年10月20日から施行する。

附 則 (平成22年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の大田市立学校施設等使用条例の規定、第4条の規定による改正後の大田市山村留学センターの設置及び管理に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の規定、第6条の規定による改正後の大田市文化振興会館の設置及び管理に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例の規定、第8条の規定による改正後の大田市伝統芸能伝承館の設置及び管理に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の大田市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定、第11条の規定による改正後の大田市隣保館条例の規定、第12条の規定による改正後の大田市仁万コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定、第13条の規定による改正後の大田市民会館の設置及び管理に関する条例の規定、第14条の規定による改正後の大田市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の規定、第15条の規定による改正後の大田市農業構造改善センター及び農村広場の設置及び管理に関する条例の規定、第16条の規定による改正後の大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する条例の規定、第17条の規定による改正後の大田市遊漁対策管理所の設置及び管理に関する条例の規定、第18条の規定による改正後の大田市サンレディー大田の設置及び管理に関する条例の規定、第19条の規定による改正後の大田市三瓶ダム周辺施設の設置及び管理に関する条例の規定、第20条の規定による改正後の大田市仁摩サンドミュージアムの設置及び管理に関する条例の規定、第21条の規定による改正後の大田市女性・若者等活動促進施設の設置及び管理に関する条例の規定、第22条の規定による改正後の大田市やきもの里の設置及び管理に関する条例の規定、第23条の規定による改正後の大田市都市公園条例の規定、第24条の規定による改正後の大田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の規定、第25条の規定による改正後の大田市立図書館の設置及び管理に関する条例の規定、第26条の規定による改正後の大田市町並み交流センターの設置及び管理に関する条例の規定、第27条の規定による改正後の大田市保健センターの設置及び管理に関する条例の規定及び第28条の規定による改正後の大田生

産物直売所の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用、利用又は観覧（以下「使用等」という。）に係る使用料、利用料金、観覧料又は入館料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

7 第7条の規定による改正後の大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例別表第1（備考を除く。）の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる施設における1時間当たりの利用料金は、平成31年10月1日から平成34年3月31日までの間に限り、次表右欄の期間の区分に従い、それぞれ同欄に掲げる額とする。

施設名	期間		
	平成31年10月1日から平成32年3月31日まで	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	平成33年4月1日から平成34年3月31日まで
オリエンテーション室	891円	957円	1,023円
多目的室	209円	231円	253円
体験学習室	209円	231円	253円

別表第1（第13条関係）

施設利用料金

施設名	利用料金（1時間当たり）
オリエンテーション室	1,089円
多目的室	275円
体験学習室	275円

備考

- 1 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が利用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 2 営利を目的として利用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 3 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合は、この表に定める金額の20割相当額を加算する。
- 4 第6条に規定する開館時間を超えて施設を利用する場合は、この表に定める金額（前3号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。
- 5 冷暖房設備を利用する場合は、この表に定める金額の2割相当額を加算する。
- 6 前2号により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 8 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

別表第2（第13条関係）

設備利用料金

種別	名称	利用料金（1時間当たり）
音響設備	ワイヤレスマイク	209円
映像設備	ビデオプロジェクター	1,126円
	CD・DVDプレーヤー	563円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

別表第3（第14条関係）

観覧料

区分		単位	金額
個人	高校生以上	1人につき	314円
	小・中学生	1人につき	157円
団体	高校生以上	1人につき	262円
	小・中学生	1人につき	105円

備考

- 1 団体は、20人以上の場合とする。
- 2 観覧料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

■大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年10月7日

教育委員会規則第10号

改正 平成22年11月29日教委規則第12号

平成31年3月29日教委規則第12号

（趣旨）

第1条 この規則は、大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成19年大田市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可）

第2条 条例第10条の規定により利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ大田市石見銀山拠点施設利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を許可したときは、利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（利用後の清掃）

第3条 条例第10条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用を終えたときは清掃及び後片付けをした後、指定管理者の検査を受けなければならない。

（利用料金の減額又は免除）

第4条 次の各号に掲げるものは、条例第15条の規定により指定管理者が利用料金から当該各号に定める額を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる。

- （1） 大田市石見銀山拠点施設（以下「拠点施設」という。）の利用を促進すると認められるもの
指定管理者が大田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て別に定める額
- （2） 小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校が編成した教育課程に基づく活動と認められるもの
利用料金の額の全額
- （3） 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの
指定管理者が教育長の承認を得て別に定める額

（観覧料の減免）

第5条 次の各号に掲げるものは、条例第15条の規定により指定管理者が観覧料から当該各号に定める額を減免することができる。

- （1） 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧するもの
観覧料の額の全額
- （2） 前号に掲げるものを引率する教職員
観覧料の額の全額

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者厚生相談所において知的障害者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 観覧料の額の全額

(4) 前号に掲げる者の介護者（原則として介護を受ける者と同じ人数までに限る。） 観覧料の額の全額

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの 指定管理者が教育長の承認を得て別に定める額

(利用料金等の減免申請)

第6条 前2条の規定により使用料及び観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ利用料金減免申請書（様式第3号）又は観覧料減免申請書（様式第4号）を指定管理者に提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、前条第3号及び第4号に掲げる者並びに同条第5号に掲げる者で指定管理者が教育長の承認を得て別に定めるものについては、この限りでない。

(利用料金等の還付)

第7条 条例第16条ただし書の規定による利用料金等の還付は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用者の責によらない事由により拠点施設を利用できなくなったとき 利用料金等の全額

(2) その他指定管理者が必要と認めたとき 指定管理者が認める額

2 前項の規定により利用料金等の還付を受けようとする者は、大田市石見銀山拠点施設利用料金等還付請求書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金等の還付の決定)

第8条 指定管理者は、利用料金等の還付について決定をしたときは、大田市石見銀山拠点施設利用料金等還付決定通知書（様式第6号）にて利用者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月20日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第12号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年教委規則第12号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、施行日以後の利用又は観覧について適用し、同日前の利用又は観覧については、なお従前の例による。

■大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例

平成17年10月1日

条例第172号

改正 平成18年2月21日条例第1号

平成22年6月22日条例第20号

(設置)

第1条 多様な樹木や森林などの自然観察や自然とのふれあいを通して、市民のふるさと意識の醸成を図るとともに、市外からの来訪者に憩いの場を提供するために、石見銀山街道市民ふれあいの森公園（以下「公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山街道市民ふれあいの森公園	大田市大森町イ1597番地3

(指定管理者による管理)

第3条 公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園の維持管理に関する業務
 - (2) 公園における行為の許可に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (行為の禁止)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 公園の自然環境を損なうこと。
- (2) 公園をき損し、又は汚損すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、殺傷し、又は脅かすこと。
- (4) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (5) 危険物を持ち込み、又はたき火をすること。

(行為の制限)

第6条 公園において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 広告物を表示し、又は宣伝活動をすること。
- (2) 物の販売その他の営業行為をすること。
- (3) 募金その他の勧誘行為をすること。
- (4) 催しもの等を開催すること。

2 指定管理者は、公園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公園の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は同条第2項の規定により付した条

件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 前条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(損害賠償の義務)

第8条 公園の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例（平成11年大田市条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第20号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

■大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第135号

改正 平成22年11月5日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第172号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、行為許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

(行為の許可)

第3条 指定管理者は、前条の許可をしたときは、行為許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第35号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

■大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例

平成20年3月24日

条例第2号

改正 平成22年6月22日条例第20号

平成26年1月27日条例第2号

平成31年3月25日条例第2号

(設置)

第1条 石見銀山における銀鉱山跡に対する理解を深め、大田市の文化の向上に資するため、大田市石見銀山大久保間歩（以下「大久保間歩」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 大久保間歩の名称及び位置は、次のとおりとする。

第2条 大久保間歩の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山大久保間歩	大田市大森町イ1628番地

(指定管理者による管理)

第3条 大久保間歩の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 大久保間歩の維持管理に関する業務
- (2) 大久保間歩の入場の許可に関する業務
- (3) 入場料の徴収に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

(開場時間)

第5条 大久保間歩の開場時間は、午前9時から午後5時までの間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開場時間を変更することができる。

(休場日)

第6条 大久保間歩の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から木曜日までの日
- (2) 12月1日から翌年の2月末日までの間

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休場日に開場し、又は臨時に休場日を定めることができる。この場合においては、指定管理者は、その旨をあらかじめ大久保間歩の入口及び石見銀山世界遺産センターに掲示するものとする。

(行為の許可)

第7条 大久保間歩の坑内において、業として写真、映像等の撮影等をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に関し大久保間歩の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(入場の制限)

第8条 大久保間歩は、指定管理者が指定する保安員等の同行がなければ、入場することができない。

2 小学生は、保護者の同伴又は引率がなければ、大久保間歩に入場することができない。

3 小学生未満の者は、大久保間歩に入場することができない。

(遵守事項)

第9条 大久保間歩に入場する者（以下「入場者」という。）は、大久保間歩において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- (2) 火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (3) 鉱石等採取しないこと。
- (4) 他入場者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 職員及び保安員等の指示に従うこと。
- (6) その他大久保間歩の管理運営上障害となる行為をしないこと。

(入場料)

第10条 入場者は、指定管理者に入場料を納付しなければならない。

2 入場料は、別表に定める額を上限として、指定管理者が、市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、入場料を当該指定管理者の収入として収受させる。

(入場料の減免)

第11条 指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、市長の承認を得て、入場料を減額し、又は免除することができる。

(入場料の不還付)

第12条 既に納められた入場料は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これを還付することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 大久保間歩の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 教育委員会及び指定管理者は、入場者の過失又は不可抗力の災害によって発生した事故については、その責めを負わない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第20号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表（第10条関係）

区分	単位	入場料
高校生以上	1人につき	2,095円
小・中学生	1人につき	1,048円

備考 入場料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

■大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年3月27日
教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例（平成20年大田市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可)

第2条 条例第7条の規定により行為の許可を受けようとするものは、その行為前7日までに、大田市石見銀山大久保間歩（以下「大久保間歩」という。）における行為の許可申請書（様式第1号）を大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請に対して石見銀山大久保間歩における行為の許可又は不許可の通知をするものとする。

(入場券の交付)

第3条 指定管理者は、条例第10条に定める入場料の納付があったときは、入場券を交付するものとする。

(入場料の減免及び無料入場証)

第4条 条例第11条の規定により入場料の減免を受けようとする者は、あらかじめ石見銀山大久保間歩入場料減免申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 入場料の減免の対象となる事由は、以下のとおりとする。

(1) 学校教育の行事と認められるとき。

(2) その他大久保間歩の保存、活用のため特に必要と認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の申請に対して減免の決定額を通知するものとする。ただし、観光案内人、文化財調査員など常時大久保間歩に入場する必要がある者については、石見銀山大久保間歩無料入場証（様式第3号）を交付するものとする。

(秩序維持)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、大久保間歩への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある者

(2) 大久保間歩又はその附属設備をき損し、又は滅失するおそれのある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、大久保間歩の管理上支障があると認められる者

2 前項により退場を命じられた場合の入場料は、これを還付しない。

(安全対策及び事故発生時の措置)

第6条 指定管理者は、大久保間歩における事故を未然に防止し、安全を確保するため次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 大久保間歩の定期点検パトロール

(2) 避難誘導訓練の実施

(3) 緊急誘導体制の確立

(4) その他安全を確保するため必要な措置

2 万一事故が発生した場合には、人命尊重を第一として次の各号の定めるところにより、迅速かつ的確に措置を講じなければならない。

(1) 人身事故に対する救護及び応急手当の実施

(2) 入場者の避難誘導

(3) 二次災害及び被害の拡大を防止するための作業の実施

(4) 被害者の住所及び氏名並びに被害状況の把握

(管理日誌)

第7条 指定管理者は、管理の現状を明らかにし、その効率的な運用を図るため管理日誌を備え付け、大久保間歩の保全に努めるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年教委規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

※これらの例規に関する申請様式等は、大田市のHP から閲覧、ダウンロードすることができます。



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

国際連合教育科学
文化機関(ユネスコ)



Iwami Ginzan Silver Mine and
its Cultural Landscape
Inscribed on the World Heritage List in 2007

石見銀山遺跡とその文化的景観
2007年世界遺産一覧表記載

ユネスコの精神は平和と人権尊重です



巨大な氷柱 (センター中庭)

表紙写真
願札掛所